

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成24年 月 日

愛知県知事 殿

提出者 住所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
氏名 新日本製鐵株式会社
代表者 代表取締役社長 宗 岡 正 二
代理者 住所 愛知県東海市東海町五丁目3番地
氏名 新日本製鐵株式会社名古屋製鐵所
代表者 所長 宮坂 明 博
電話番号 052-603-

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	新日本製鐵株式会社名古屋製鐵所
事業場の所在地	愛知県東海市東海町五丁目3番地
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	鉄鋼業
②事業の規模	売上高 2,708,406 百万円
③従業員数	3,044人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(腐食性廃アルカリ) 発電ボイラー(廃アンモニア)→【委託】焼却 (腐食性廃酸) メッキライン→【委託】焼却 (特定有害廃酸) メッキライン、研究施設→【委託】焼却 (引火性廃油) 制振鋼板ライン、厚板精整ライン→【委託】焼却 (特定有害汚泥) 厚板精整ライン、コークス炉ガス脱硫施設→【委託】焼却 (特定有害廃石綿) 各製鐵ライン、建屋等→【委託】最終処分 (ダスト類) 自動車シュレッダーガストリサイクル設備→【委託】セメント原料再生利用

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>(管理体制図)</p> <p>(法的な管理、所内産廃実績管理)</p> <p>名古屋製鐵所長 — 安全環境防災部長 — 環境防災グループ</p> <p>(廃棄物処理費用の管理)</p> <p>— 工程業務部長 — 協力会社連携グループ</p> <p>(委託処理契約、リサイクルの推進)</p> <p>— エネルギー資源化推進部長 — 資源化推進グループ</p> <p>(各現場における産廃管理、マニフェスト一次管理)</p> <p>— 各製造工場長 — 各ライン</p>		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（平成22年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害汚泥
	排出量	287 t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱硫汚泥の社内水処理施設における処理の検討 ・厚板塗料の溶剤改善による塗料滓量の削減 	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害汚泥
	排出量	287 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱硫汚泥発生時の汚泥抑制の検討 ・厚板塗料の溶剤改善による塗料滓量の削減 	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙1の通り
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙1の通り
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(別紙1) 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項											
①現状	【前年度（平成23年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特定有害廃酸	引火性廃油	特定有害汚泥	特定有害廃石綿	ダスト類			
	全処理委託量	48.0 t	0 t	0 t	40.4 t	286.6 t	4.9 t	4,015 t			
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	4,015 t			
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の特別管理産業廃棄物に関しては、分別管理及び性状管理により適正な処理業者への委託を推進。 ・ダスト類（自動車シュレッダーダストリサイクル設備）を薬剤処理し管理型最終処分場に委託処理していたが、平成22年度（9月～）よりセメント原料化が可能な処理業者へ委託。 											
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特定有害廃酸	引火性廃油	特定有害汚泥	特定有害廃石綿	ダスト類			
	全処理委託量	43.4 t	0 t	0 t	40.4 t	286.6 t	4.9 t	4,015 t			
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	4,015 t			
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の特別管理産業廃棄物に関しては、分別管理及び性状管理により適正な処理業者への委託を推進。 ・ダスト類（自動車シュレッダーダストリサイクル設備）については、引き続きセメント原料化が可能な処理業者へ委託。 											